⑵　早期回復のための代替機能等の整備
ア　重要なファイルについて、他の記憶媒体に複製することとし、必要に応じ、複製された記憶媒体を当該ファイルを記録した記憶媒体とは別に保管すること。また、電子申告等受付システムの重要な構成機器及び関連設備について、障害が発生した時に代替することができる機能を整備する等、必要な措置を講ずること。
イ　障害が発生した時に、複製された重要なファイル等を基に速やかに電子申告等受付システムを回復できるよう必要な措置を講ずること。
ウ　あらかじめ定められた作業手順に従って電子申告等受付システムが確実に回復することを、試験により確認すること。
⑶　不正アクセスの早期発見
不正アクセスを早期に発見するため、必要な措置を講ずること。
⑷　不正アクセスが判明した場合の対応
不正アクセスが判明した場合、被害状況の把握、被害拡大を防止するための措置等必要な措置を講ずること。
⑸　再発防止策の検討
電子申告等受付システムに障害等が生じた場合には、その応急措置を実施するだけでなく、根本原因の究明及び再発防止策について検討を行い、再発防止に努めること。
9　委託を行う場合等の措置
⑴　事業者への委託
ア　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成、変更、運用保守等について事務の委託を行う場合は、委託する事業者の社会的信用及び能力を確認すること。
イ　アの場合において、事務を委託する事業者に対し、この基準と同様のセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。
ウ　アの場合において、事務を委託する事業者が事務の一部を第三者に再委託する場合には、指定法人にその旨事前に申請し、その承認を得ること。
⑵　事務を委託する場合の事業者の分担範囲等の明確化
電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の開発、作成、変更、運用保守等を複数の事業者に委託する場合、分担して行う範囲及び責任の範囲を明確にするとともに、作業上必要な情報交換を行えるような措置を講ずること。事務の委託を受けた事業者が、複数の事業者に事務を再委託する場合も同様とする。
⑶　要員派遣を受ける場合等の措置
要員派遣を受ける場合又は非常勤職員、臨時職員等を雇用する場合には、必要に応じ、秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。
10　電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件に係る外部監査
電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の企画、開発、作成、変更及び運用保守の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき電子申告等受付システム、利用者用ソフトウェア及び利用者用ソフトウェア開発要件の改善を行うこと。また、当該外部監査の結果を、政府に報告すること。

○総務省告示第四百二十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第十二号）第十条第四項の規定に基づき、光ディスク等への給与支払報告書記載事項の記録に関する技術基準を次のように定め、平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年十一月二十一日　総務大臣　新藤　義孝

光ディスク等への給与支払報告書記載事項及び公的年金等支払報告書記載事項の記録に関する技術基準

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三百十七条の六第五項第二号及び同条第六項第二号の規定による給与支払報告書記載事項及び公的年金等支払報告書記載事項（以下「記載事項」という。）の記録に関する技術基準は、次のとおりとする。

第１　記載事項を記録する光ディスク及び磁気ディスクの規格
記載事項を記録する光ディスク及び磁気ディスクは、次に掲げるものでなければならない。
一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ
二　国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一三九六三又は一五〇四一に適合する九十ミリメートル光ディスクカートリッジ
三　日本工業規格Ｘ〇六〇六及びＸ六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク又は日本工業規格Ｘ六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
第２　光ディスク又は磁気ディスクへの記載事項の記録方法
１　記録形式のうち、ファイル形式についてはＣＳＶ（カンマ区切り形式）とし、ファイルのフォーマットについては、フレキシブルディスク及び光ディスクカートリッジにあってはＭＳ－ＤＯＳ（ＦＡＴ形式）とし、光ディスクにあっては国際標準化機構の規格九六六〇（レベル２）又はJolietとする。
２　文字の符号化表現については、日本工業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式とする。
３　使用できる文字の範囲は、日本工業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」とする。
第３　記載事項を記録する磁気テープの規格
記載事項を記録する磁気テープは、日本工業規格Ｘ六一二三、Ｘ六一三二若しくはＸ六一三五又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格一四八三三、一五八九五若しくは一五三〇七に適合する幅十二・七ミリメートルの磁気テープカートリッジでなければならない。
第４　磁気テープへの記載事項の記録方法
１　文字の符号化表現については、日本工業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式又はＥＢＣＤＩＣとする。ただし、漢字に係る文字の符号化表現については、日本工業規格Ｘ〇二〇八（一九九七）に規定する方式とする。
２　使用できる文字の範囲は、日本工業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」とする。
３　ラベルの形式はノンラベル（先頭テープマーク付）又は日本工業規格Ｘ〇六〇一に適合することとし、レコードの形式は固定長ブロックレコードとする。

○農林水産省告示第千七百七十八号

農林業センサス規則（昭和四十四年農林省令第三十九号）第五条第一項、第六条第三項、第七条第一項、第八条、第十条並びに第十六条第二項及び第四項の規定に基づき、平成十六年五月二十日農林水産省告示第千七十一号（農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月二十一日　農林水産大臣　林　芳正

第一条第一号中「第十一条第四項」を「第十一条第五条」に改め、「に係る」の下に「森林経営計画又は森林法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十号）による改正前の森林法第十一条第四項の認定に係る」を「調査年（規則第四条に規定する調査年をいう。以下同じ。）」に、「の規定による」を「に規定する」に改める。
第三条第一号中「平成十七年を調査年とする農林業センサス（統計法（平成十九年法律第五十三号）による改正前の統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の規定に基づく指定統計第二十六号。以下「平成十七年農林業センサス」という。）」を「平成二十二年を調査年とする農林業センサス（規則第四条に規定する調査年をいう。次号において同じ。）」に改め、同条第二号中「農林業経営体調査に係る調査区（以下「経営体調査区」という。）」を「経営体調査区（規則第七条第一項に規定する経営体調査区をいう。以下この号において同じ。）」に、「平成十七年農林業センサス（規則第十二条を調査年とする農林業センサス」に、「一調査区」を「一経営体調査区」に改める。
第四条第一号中「八月一日」を「四月一日」に改め、同条第二号中「農山村地域調査に係る調査区」を「地域調査区（規則第八条に規定する地域調査区をいう。以下この号において同じ。）」に、「一調査区」を「一地域調査区」に改める。
第七条第六項中「調査年の」の下に「四月十五日及び」を加える。
別表第二関係書類の項中「六月十五日」を「四月十五日」に改める。